

天草市文化的景観形成事業制度のご案内



天草市では、平成21年4月に景観計画を策定し、市域に広がる美しい風景や景観資源を将来に引き継いでいくため、景観計画区域を天草市全域とし、景観の形成に取り組んでいます。更に平成24年9月に重要文化的景観として「崎津・今富の文化的景観」が国の選定を受けました。

建築物や生け垣などのデザイン、色、材料などを周囲と調和させ、まちなみをより良くする工事に対し助成を行います。また、地域を特徴づける景観に配慮した美化活動に対しても助成を行います。

天 草 市

平成29年4月

制度の概要

<p>景観形成事業とは</p>	<p>重要文化的景観の良好な景観形成の維持に係るまちづくりに対し、形成に寄与する個人又は団体等が行う景観、およびまちづくりに対して支援を行う事業です。</p> <p>建築物・工作物の新築、増築、改築、移転に係る工事や生け垣の整備、道路・公園・海岸での美化活動など、その地域を特徴づける景観に配慮、および維持する行為を行う場合は補助を受けることができます。</p>
<p>申請できる方</p>	<p>個人、団体は問わないが、下記の1～5の全てに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重要文化的景観の選定を受けた地域（平成25年4月1日現在は「崎津・今富の文化的景観」のみ）で土地又は建築物等の権利を有する者、又は住民団体 ※1 2. 税金および公共料金を滞納していないこと 3. 工事に着手、又は工事が完了していないこと 4. 過去に本事業を活用していないこと（同一物件に係る同一補助対象行為について5年を経過した場合は除く、同一物件に係る同一補助対象行為の事業期間を複数年に分割して行う場合は除く） 5. コアゾーン予定の範囲については、「まちなみ保全協定」への同意が必要になります。
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費の5/10、6/10（地域、項目により限度額あり）</p>
<p>対象とならない経費</p>	<p>建築物・工作物の内部構造物に係る工事費 工事に係る経費 他の補助金等を受ける経費（他の補助金等を受ける場合はその補助金等を控除した額）</p>

建築物の新築・改修工事

建築物の新築の際には、各々の地域に応じた景観に配慮したものとしていただくよう、意匠や色彩などについて景観形成基準を定めています。これら景観形成基準を守っていただいたうえで、更に景観に配慮・工夫された工事に対して補助を行います。

【建築物の新築】

- ・屋根は入母屋、寄棟、切妻の勾配屋根とし、和瓦を推奨する。
- ・外壁は板張りや塗り壁とする。
- ・室外機には木製の格子を取り付ける。

など景観補助基準を満たす新築工事。

【建築物の改修】

- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造を和風のデザインにする工事。
- ・改造されている木造建築物を建築当初の姿に戻す工事。
- ・増築、改修工事の際、工事部分を修景補助基準に適合させる工事。
- ・現在掲出されている屋外広告物の撤去工事

【工作物の新設・改修】

- ・柵、門、塀は和風のデザインとする。
- ・修景補助基準を満たす改修工事。
- ・自動販売機、室外機は木製格子で目隠しをするなど、景観に配慮したデザインとする。

【生垣】

- ・2 m以上の生け垣とする。
- ・樹高が0.5 m以上で、かつ、樹木の数が増長1 mにつき2本以上とする。

【その他】

- ・景観に配慮・工夫された工事に係る設計費。

補助率・限度額

対象地域	対象者	対象行為		補助率等	限度額
街区（世界遺産コアゾーン予定範囲）	土地又は建築物等の権利を有する者又は住民団体	建築物	新築、増築、改築及び移転に係る工事のうち外壁、屋根等の工事及び除去に係る工事で、景観の形成上必要と認める工事	補助対象経費の6/10以内（他の補助金等がある場合はその補助金等を控除した額）	290万円
			大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事		
		工作物	新設、増築、改築及び移転に係る工事のうち屋上施設及び壁面設備又は地上設備の工事及び除去に係る工事で景観の形成上必要と認める工事		
			大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事		



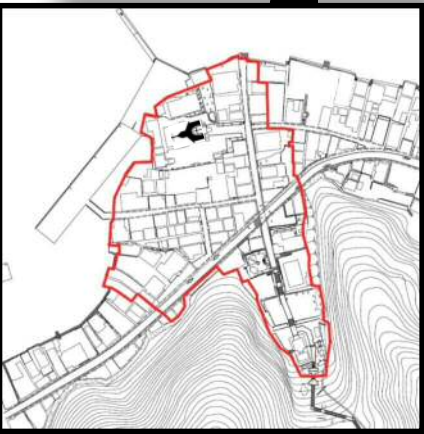
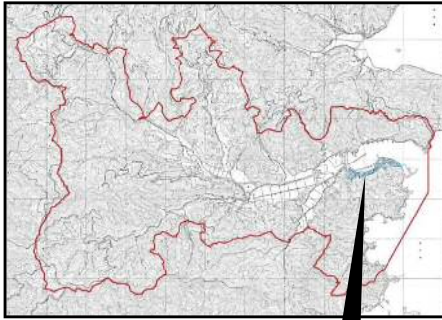
※工作物とは、門・塀・屋外建築設備及び地上工作物のことである。

対象地域	対象者	対象行為		補助率等	限度額
街区（道路（トウヤを含む）から見える部分）	重要な景観構成要素の土地又は建築物等の権利を有する者又は住民団体	建築物	新築、増築、改築及び移転に係る工事のうち外壁、屋根等の工事及び除去に係る工事で、景観の形成上必要と認める工事	補助対象経費の1/2以内（他の補助金等がある場合はその補助金等を控除した額）	120万円
			大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事		60万円
		工作物	新設、増築、改築及び移転に係る工事のうち屋上施設及び壁面設備又は地上設備の工事及び除去に係る工事で景観の形成上必要と認める工事		60万円
			大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事		40万円
街区以外の重要文化的景観区域（道路（トウヤを含む）から見える部分）	景観構成要素の土地又は建築物等の権利を有する者又は住民団体	建築物	新築、増築、改築及び移転に係る工事のうち外壁、屋根等の工事及び除去に係る工事で、景観の形成上必要と認める工事	補助対象経費の1/2以内	80万円
			大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事		30万円
		工作物	新設、増築、改築及び移転に係る工事のうち屋上施設及び壁面設備又は地上設備の工事及び除去に係る工事で景観の形成上必要と認める工事		30万円

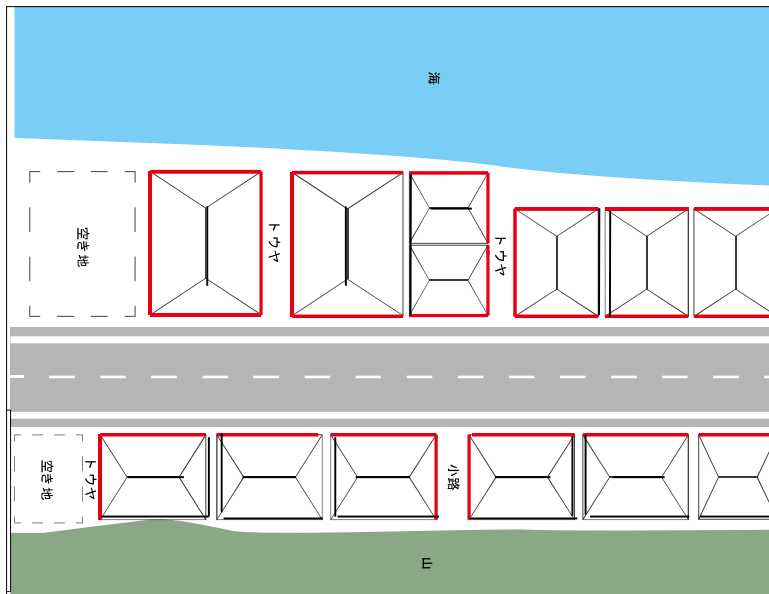
			大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事		20万円
	土地の所有者又は権利を有する者	生垣	<p>景観形成基準に基づき行われる生垣の設置</p> <p>注</p> <p>(1) 生垣の延長は、連続2m以上であること。</p> <p>(2) 樹木の高さが概ね0.5m以上で、かつ、樹木の数が増長1m当り2本以上であること。</p> <p>(3) 樹木の高さが概ね0.5m以上で、かつ、樹木の数が増長1m当り2本以上であること。</p> <p>(4) 生垣に適した樹種とすること。</p> <p>(5) 植栽の盛土をブロック等で囲む場合は、宅地面から50cm以下であること。</p>	<p>新規 3,000円/m</p> <p>既存ブロック 5,000円/m</p>	9万円
重要文化的景観区域内の景観形成活動	住民団体等	景観形成活動	<p>優れた景観形成に寄与すると認められる行為</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 沿道水辺緑化活動における樹木、花等の植栽及び管理に係る経費 - 3 - 2. 道路、公園、河川、海岸等の公共空間の除草・清掃等に係る経費 3. 重要文化的景観の保存・活用に関する研修会、アンケート調査の実施等に係る経費 4. 重要文化的景観の周知・広報活動に関する活動及び研修に係る経費 5. その他市長が特に認めた活動 	補助対象経費の1/2以内	市長がその都度、額を決定する
その他		その他	その他市長が特に認めた景観の形成に係る経費		

文化的景観の修景補助

世界遺産登録を目指す「崎津集落」は、文化財保護法による「重要文化的景観」に選定されています。景観保全への取り組みを支援するため、平成25年度から「天草市文化的景観形成事業補助金」を実施しています。
改修、修理などを行われる場合は、計画の段階で、事前にご相談ください。

① 文化的景観保護推進事業(国庫)		② 天草市文化的景観形成事業補助金(H25.4～)																					
制度																							
対象区域	重要な構成要素の物件  崎津教会  崎津諏訪神社 個人所有家屋 2件	 崎津集落 (街区)  街区以外の崎津 今富(小島除く)																					
補助率	67.5 % (国50% + 市17.5%)	60 %	50 %																				
上限額	なし	290万円	<table border="1"> <tr> <td>建築物</td> <td>新築・改築・増築</td> <td>120万円</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修繕など</td> <td>60万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>新設・改築・増築</td> <td>60万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修繕など</td> <td>40万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>生垣</td> <td>新規 3,000円/m 既存ブロック 5,000円/m</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	建築物	新築・改築・増築	120万円	80万円		修繕など	60万円	30万円	工作物	新設・改築・増築	60万円	30万円		修繕など	40万円	20万円	生垣	新規 3,000円/m 既存ブロック 5,000円/m		
建築物	新築・改築・増築	120万円	80万円																				
	修繕など	60万円	30万円																				
工作物	新設・改築・増築	60万円	30万円																				
	修繕など	40万円	20万円																				
生垣	新規 3,000円/m 既存ブロック 5,000円/m																						
対象範囲	外観のすべて	外観のすべて	道路(トウヤ含む)から見える部分																				
規制	<ul style="list-style-type: none"> 構成要素への同意 解体ができない 改修はできる(間仕切り、形態の保全) 	<ul style="list-style-type: none"> まちなみ保全協定に同意 やむをえない場合、解体はできる 改修はできる 天草市景観計画 景観形成基準 天草市補助金等交付要綱 天草市文化的景観形成事業補助金交付要領	<ul style="list-style-type: none"> 文化的景観としての保全基準に同意(和瓦、板壁など) 解体はできる(改修推奨) 改修はできる 天草市景観計画 景観形成基準 天草市補助金等交付要綱 天草市文化的景観形成事業補助金交付要領																				
根拠	国：文化的景観保護推進事業 個人：分担金条例 ※事業費が200万円以上が対象																						

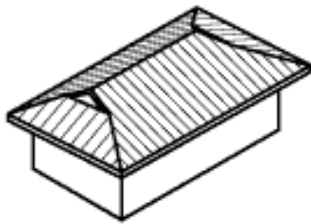
【補助対象となる外壁の位置】



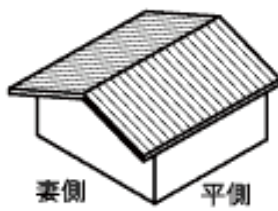
※コアゾーンの範囲に対する補助は、四方を対象にする。

【屋根の形状】

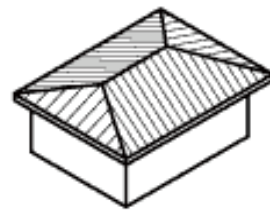
入母屋



切妻

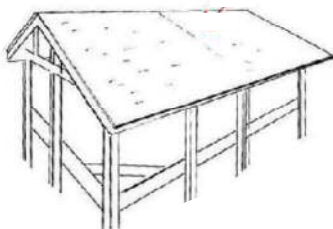


寄棟



【屋根の施工例】

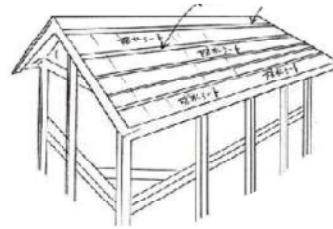
野地板



ルーフィング



瓦葺



【建具の施工例】

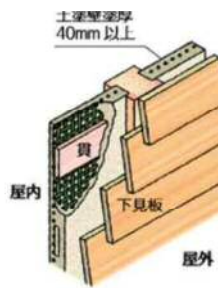
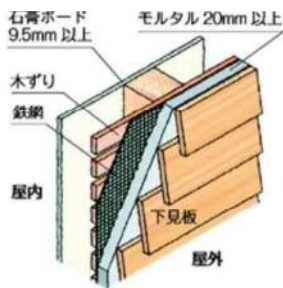


(補助対象経費)
 ・サッシの色を黒・こげ茶にする。



(補助対象経費)
 ・サッシの前に木製格子を取り付ける。

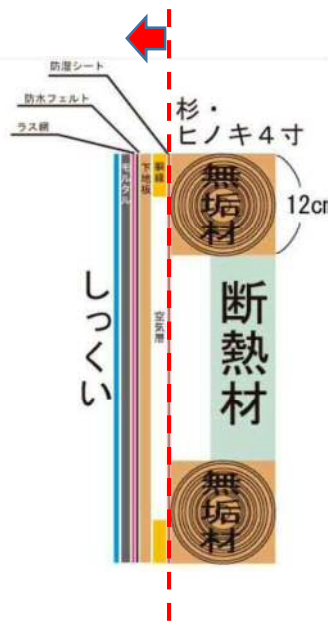
【外壁の施工例】



(補助対象経費)
 ・下見板のみ対象

(板張り・サイディングの比較)

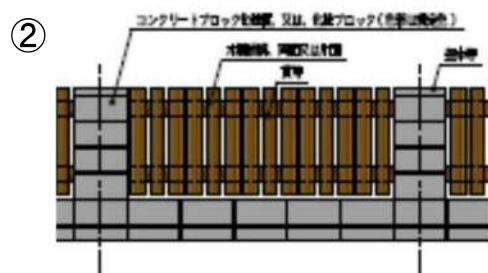
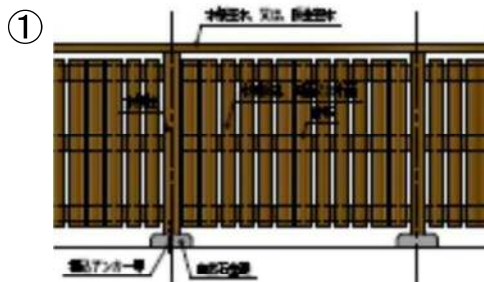
○ △



(補助対象経費)
 ・防湿シートまで対象

【塀の施工例】

(補助要件)
 ・木材を基本とし、1スパンあたりの木部占用率が50%以上。

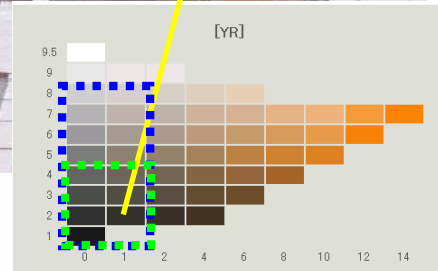
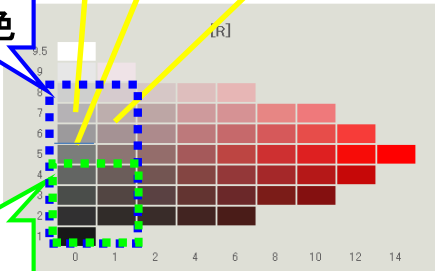


崎津・今富景観形成地域での基準（建物の色彩）

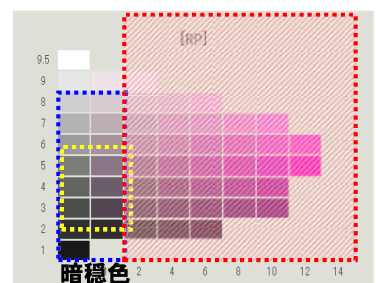
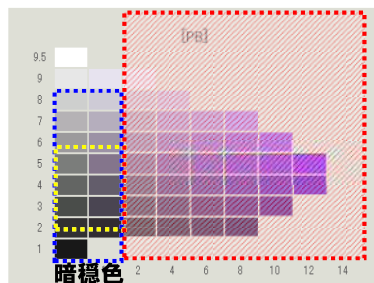
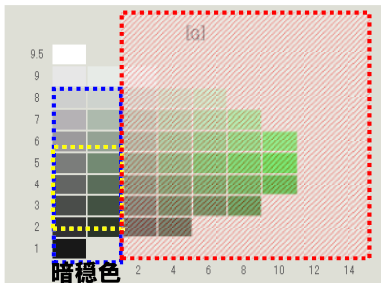
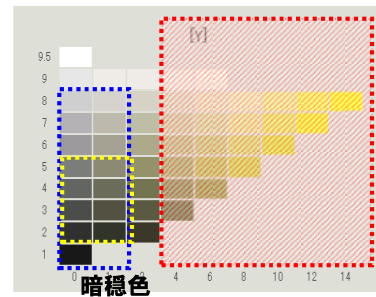
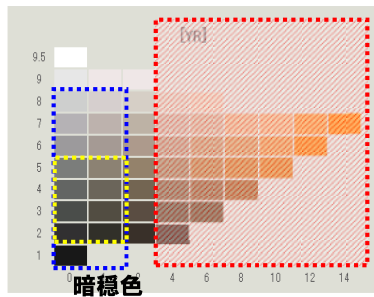
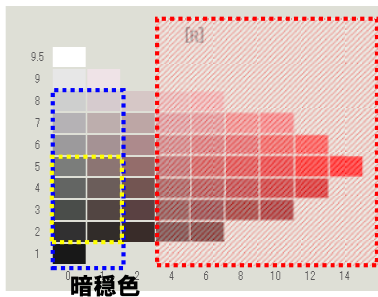


外壁
推薦色

屋根
推薦色



崎津景観形成地域における推薦色（外壁・屋根・避けたい色）



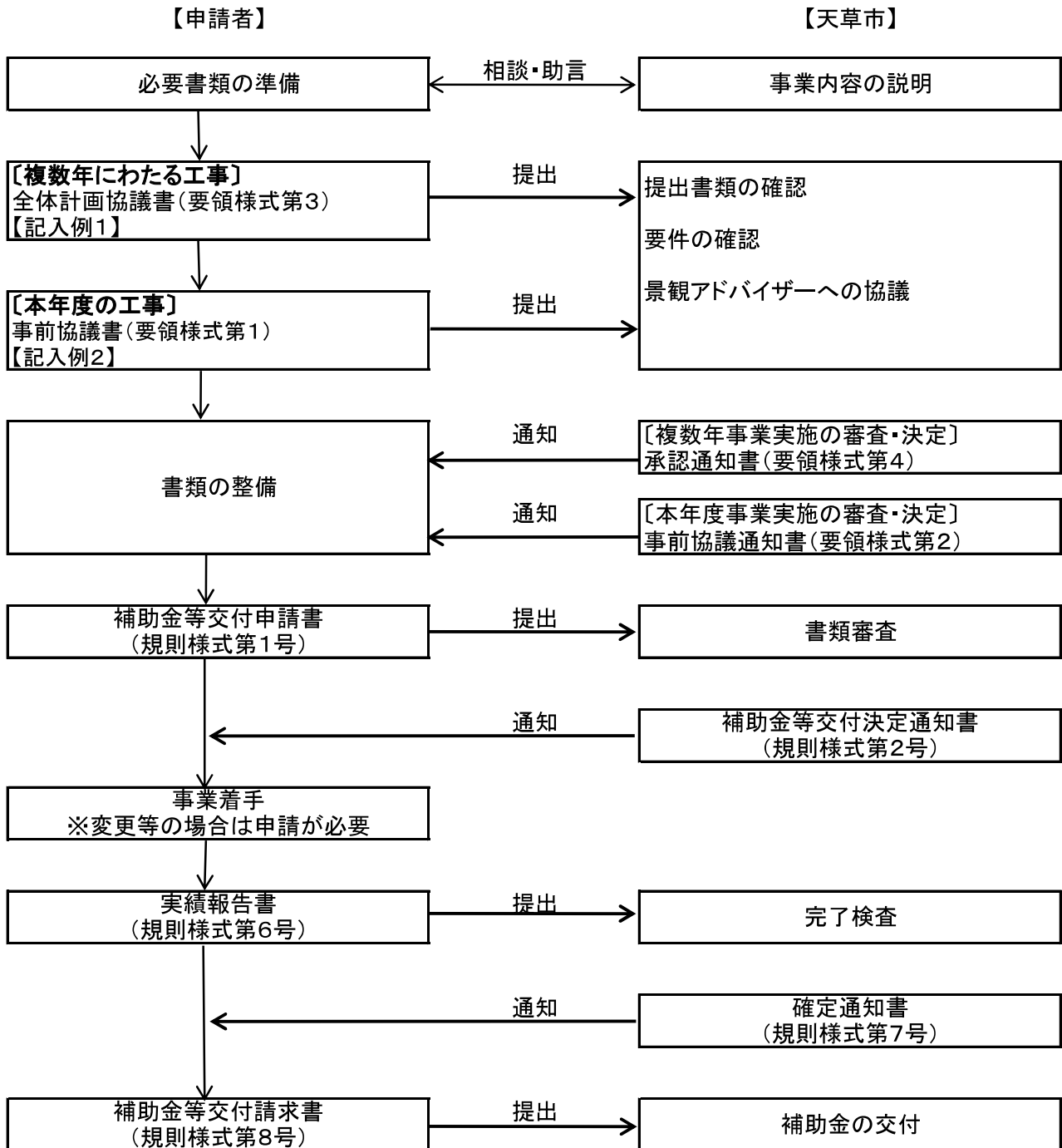
外壁の推薦色

屋根の推薦色

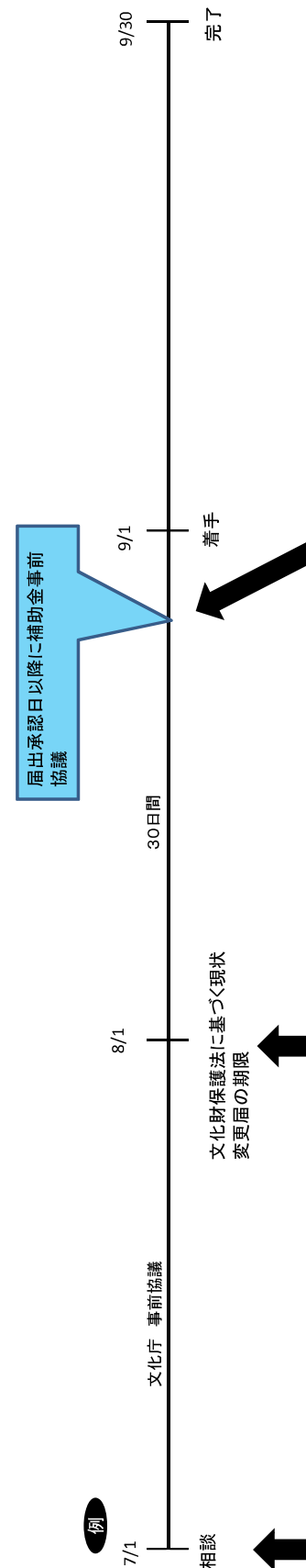
避けたい色

文化的景観形成事業補助金フローチャート 〔建物の修理・修景をしたい〕

※事前に、文化財保護法に基づく現状変更届が必要です。



「文化財保護法に基づく現状変更届出」と「景観形成事業補助金」のスケジュール



例

(建築物の場合)
位置図、配置図、平面図、
屋根伏図、立面図、写真
にて相談

文化庁長官 様、

「現状変更しようとする目的の30日前までに届出を行う。」と掲載された届出は申すを提出するため2ヶ月を目途にご提出下さい。」

事業主の住所・氏名を記載してください。」

住所 天童市河清町河清 5253、
氏名 天草次郎 印、
電話番号 0969-78-1116、

重要文化的景観内における現状変更等に係る届出書の提出について、重要文化的景観内において現状変更等の事業が生じましたので、文化財保護法第139条の規定により、別紙のとおり届出いたします。」

様式第1 (第3条関係) 、「

大田市文化的景観形成事業事前協議書、

平成26年 8月20日、

天童市長 様、

住所 天童市河清町河清 5253、
申請者 氏名 天草次郎 印、
(連絡先: 0969-78-1116) 、「

天童市文化的景観形成事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり関係書を送らせて協議します。」

1 補助対象事業の内容、
原簿の書き換え、

2 計画事業期間 着手予定年月日 平成26年 9月 1日、
完了予定年月日 平成26年 9月 30日、

4 添付図書 位置図 配座図 平面図 屋根伏図 立面図、
写真 別紙書、
事業計画書 規約・定款・会則等、

記、

現状変更届けの承認を受けた後の日付を記入。」